横浜市歴史的風致維持向上計画 (素案) に係る市民意見募集の実施結果

■ 市民意見募集の実施結果について	[•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 ^	° —	ジ
-------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	-----	---

■ 市民意見一覧及び意見に対する考え方・対応・・・・・・・3ページ

令和 6 年 12 月 13 日 横 浜 市 都 市 整 備 局

市民意見募集の実施結果について

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和6年7月30日(火)から令和6年8月30日(金)まで

(2) 提出方法

横浜市電子申請・届出システムによる申請、メール・FAX・郵送による提出

(3) 周知方法

記者発表、広報よこはま7月号、横浜市 HP 及び横浜市 SNS による発信、

本編、概要版、リーフレットの配布・配架

ア 配架・配布箇所 … 441 か所(市民情報センター、区役所、図書館、区民活動センター等 主要歴史的建造物及び博物館、主要駅 PR ボックス等)

イ 配架・配布数 … 本編 350 部、概要版 479 部、リーフレット 6388 部

2 市民意見募集の実施結果

(1) ご意見の提出状況

57名、134件の御意見が寄せられました。

●ご意見の内訳

居住地	通数
市内	44
市外	11
未回答	2

	提出方法	通数				É	F代別内記	Я			
١	挺山刀広	迪奴	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
ĺ	電子	13	0	2	2	3	3	2	0	0	1
ĺ	メール	8	0	0	0	0	2	1	0	0	5
J	持参・郵送	34	1	2	6	3	8	4	5	1	4
	FAX	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	計	57	1	4	8	6	13	7	5	3	10

(2) ご意見への対応

以下の通り、対応を行いました。

	対応						
反映	ご意見の 趣旨を踏まえ計画案に反映 したもの	26件	19.4%				
包含・賛同	ご意見の 趣旨が既に素案に含まれる もの	39件	29.1%				
	素案に 賛同いただいた もの	3311	23.170				
参考	今後の取組等の参考 とさせていただくもの	67件	50.0%				
その他	本計画に関する質問	2件	1.5%				
ての他	本計画に関連しない意見・要望等	2 1+	1.5%				
	計	134件	100%				

(3) 項目別内訳

			割合	意見への対応						
	意見先	意見数	(%)	①反映	②包含 ・賛同	③参考	④その他			
序章	計画の策定にあたって	4	3.0	0	3	1	0			
1章	横浜市の歴史的風致形成の背景	8	6.0	1	2	5	0			
2章	歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針	43	32.3	6	18	19	0			
3章	維持向上すべき歴史的風致	16	12.0	7	0	9	0			
4章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	14	10.5	1	4	8	1			
5章	重点区域の位置及び区域	9	6.8	6	1	2	0			
6章	文化財の保存又は活用に関する事項	2	1.5	1	0	1	0			
7章	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	7	5.3	0	2	5	0			
8章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	1	0.8	0	1	0	0			
9章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	0	0.0	0	0	0	0			
全体		13	9.8	0	8	5	0			
その作	也	17	12.8	4	0	12	1			
	計	134	100	26	39	67	2			

(4) ご意見の種別及び主要なご意見

種別	ご意見の例	意見	割合				
性 別	こ息兄の例	数	(%)				
個別の建造物等に係る要望	旧根岸競馬場一等馬見所(7件)、山手西洋館(6件)、小机城址ほか	24	17.9				
タッチポイントづくり、情報共有	若年層や学生への普及啓発、歴史資産を活用したイベント、SNS・VR等を活用した広報の						
ダッナホイントづくり、情報共有	拡大、歴史資産へのアクセス向上ほか	20	14.9				
計画への期待・賛同	・計画を策定し、歴史的資源を後世に残していくことに対して賛同する						
引画、20知付,負问	・全般的によくまとまっており、策定後の展開に期待が持てる						
支援措置の実施、拡充等	・次世代継承も見据え支援、補助金助成金の拡充、技術者育成等を行って欲しい	14	10.4				
人	・修理や保存の相談、技術者紹介の窓口が有ると良い	17	10.4				
歴史的風致の拡充、追記修正	・制度指定に至らない小規模な地域資産が風致に寄与していることを記述すべき	13	9.7				
	・東海道や谷戸の暮らし等の風致への位置づけを検討して欲しい	10	3.1				
運用体制・連携体制	・普及啓発活動等に学生や市民が積極的に参画するよう体制づくりを進めて欲しい	7	5.2				
XE713	・横浜市観光協会など各団体と密に連携しながら事業を進めるべき	,	5.2				
戦後建造物の保全活用	・戦後建造物について保全活用方針や具体的施策を打ち出すべき	6	4.5				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・建築理念や技術のみでなく都市発展・環境形成史にも基づき評価すべき	Ŭ	110				
歴史に関する検証・調査・追記	・郊外部の都市形成の過程にも着目して欲しい						
	・近世以外、江戸時代や中世の暮らしぶりなどの検証、保全を進めて欲しい						
活用促進、まちづくりとの連携	・居住や宿泊など、NPOや企業との連携により歴史的建造物の活用を推進して欲しい	5	3.7				
	・建築基準法などの法律・条件のハードルをクリアするサポートを担って欲しい						
評価手法の提案	・保全だけではなく復元行為も評価対象とすべき	4	3.0				
過去の取組に関する追記修正	・「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」について記載すべき	3	2.2				
理念への提案	・新旧の調和から未来の姿を切り開くという趣旨の文言を付け加えたらどうか	3	2.2				
重点区域の拡充	・谷戸・里山、祭礼行事等を含む地区も重点地区として設定してはどうか	2	1.5				
無形文化・活動への支援	・活動を次世代に繋げる取組も歴史的風致の維持のため重要ではないか	2	1.5				
7. D/4	・クラウドファンディングなど資金調達を図っていって欲しい	11	0.0				
その他	・それぞれの歴史的建造物に合った維持管理の方法を考えていくことが必要	11	8.2				
	計	134	100				

市民意見一覧及び意見に対する考え方・対応

対応

①反映 … ご意見の趣旨を踏まえ計画案に反映したもの

②包含・賛同 … 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先	ご意見	対応	本市の考え方
1	序章	p1 歴史まちづくりに特化した行政計画が作られたこと自体がとてもすばらしいことだと思います。	2	いただいたご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
2	序章	素案1ページ「計画策定の背景と目的」について 文化財や歴史的建造物の保全や活用に向けた行政の施策、それに基づいた取組、市民意識の向上は平成から令和に入り、近年の急速な社 会環境の変化、地球規模の環境変化を踏まえると待ったなしといった状況にあり、その根本・前提となる「歴史的風致維持向上計画」は 策定することに大きな意義があると考えます。	2	いただいたご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
3	序章	序章の計画策定体制について、他市の建付けを確認したところ、例えば下記3市は下記のように記載されており、外部組織が検討していくようなイメージを持ちます。 高山市:市(事務局)→(付議)→審議組織 京都府:市→(提案)→推進会議 鎌倉市:市(検討委員会)→(検討)→協議会 横浜市の場合は、報告となっており、都市整備局デザイン室が作った案をあくまで報告するのみで、外部組織で検討されるようなイメージを持てませんでした。 庁内検討体制→(報告)→協議会 また、協議会委員の顔ぶれも重点地域の団体から3名のみ、学識経験者も建築関係と思われる2名のみで、(人々の営みや祭事という言葉がある割にそれらの)風致維持に関わる市民団体からの人選が十分ではないように感じました。このあたりは、今後改善していただいた方が、市民への理解が進むのではないかと思われます。	3	いただいたご意見は、「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」に関連するご意見として、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
4	序章	全体について これまで横浜市が取り組んできた「歴史を生かしたまちづくり」を大きくアップデートする内容であると評価します。横浜市のなかで も、先行して検討がなされた文化財保存活用地域計画を含めた庁内調整の過程で、歴史資産の保全活用のさらなる促進について、各局・ 各区で課題と方針を共通に認識する良い機会となったのではないでしょうか。今後の取り組みに期待いたします。	2	いただいたご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
5	1章	P29 来年は、終戦80年の節目でもあるので戦時中の暮らしぶりの記載や、保存についての考え方の記載がほしいです。	1	ご意見の趣旨を踏まえ「第1章 3.歴史的環境 (1)歴史」において「戦後の復興」の項を「横浜大空襲と戦後の復興」に変更しました。また、本文に「第二次世界大戦の戦局の進展にともなって、航空機による都市への空爆が行われ、戦争末期になると、一般市民も無差別攻撃にさらされた。昭和20年 (1945) 5月の大空襲により、横浜の市街地は猛火につつまれ、多くの一般市民が犠牲となった。震災後ようやく復興した横浜の街は再び灰燼に帰したのである。」と追記しました。また、戦時中の暮らしぶりや保存についての考え方については、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
6	1章	第1章 (3) 16ページ:人口動態では、横浜市も他の自治体同様2020年の377万3千人をピークに人口減少に転じると推計されている。第1章 (5) 19ページ:令和2年 (2020) 産業大分類別で「医療、福祉」 (12.5%) は2番目に多くなっている。第1章 (6) 20ページ:観光では、横浜駅周辺やみなとみらい21、横浜中華街、元町、山手、ベイエリアなど観光地や観光施設を有しているが、宿泊客全体の約12.5%に留まり、日帰り客が多い傾向にある。現在でも「医療、福祉」が産業大分類別で2番目に多くなっているが、横浜市も他の自治体と同様に今後は人口減少が加速し、ますます少子高齢化が進むことは容易にわかる、単身高齢者が増加することも想定でき、ますます「医療、福祉」産業の重要性が増すものと思われる。また、横浜らしさを求めて、今後もインバウンド客や国内客が多く訪れることも想定できる。市営住宅などではまかなえない高齢者の居住や、旅行者が宿泊を通じて日本の伝統的な住まいに触れることがますます横浜の魅力を加速させるものと思う。そのような「居住」や「宿泊」に焦点を当てた文化財活用を是非検討していただきたいと切に思う。それは増え続ける既存建物の活用についての提案でもある。		ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策②歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
7	1章	横浜には、将来的に残したい建築的価値や歴史的価値がある建造物が多くあるものと思われる。 その中でも、宿泊や居住に適した建造物の存在は現在未知数であると思われる。居住や宿泊可能な建造物の建築的価値や歴史的価値を評価することはもちろんであるが、用途変更も含め将来にわたりまず第一歩として活用可能性のある建物の悉皆調査を行い、観光客の宿泊、福祉目的の居住などNGOやNOP、民間企業などとの連携により質の良いストック建築物の活用を図るように要望したい。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4. 各方針に基づく施策 方針1施策 ①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4. 各方針に基づく施策 方針2施策②歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
8	1章	東海道保土ケ谷宿・本陣の歴史―横浜開港の恩人 軽部清兵衛の功績―1.東海道保土ケ谷宿・本陣の歴史 … 江戸・日本橋から数えて 4 番目の保土ケ谷宿の本陣は、江戸時代を通じて、軽部家によって受け離がれてきました。本陣の建物は建坪約270坪ありましたが、明治5 年 (1872) 火災で消失、その後移築された建物も大正12年 (1923) の関東大震災で倒壊してしまい、今は土蔵が残るのみです。しかし昔ながら及本陣の雰囲気は残るれてお868) の明治天皇のご東幸の折である。成設長では、今も保土ケ谷での大き、とないが今も残っています。日から、西井の大田が今も残っています。明治元年 (1868) の明治天皇で正東幸の折であった。明治元皇には、今も保土ケ谷で残る「北条政子の井戸」の水でたてたお茶を生しば行たところ大変喜ばれたとのことでした。 / 2.開港に際しての功績・(1)横浜道の開設・第10代清兵衛防南 (1865年2) 安数5年 (1848)、日米修好通商条約調印によって250年にわたる鎖国から開国へと時代が大き、動いた。米国の代表パリスは江戸品川の開港を下まました。幕府は江戸に近すぎるとして「検査打力を決定した。その不便な交通の解消のため幕府は、東海2 円間に合わないという緊急事態に陥り因り果てた幕府は、保土ケ谷宿の名主だった清兵衛に、諸外国に対して威光が保てないから何とかい間に合わないという緊急事態に陥り因り果てた幕府は、保土ケ谷宿の名主だった清兵衛に、諸外国に対して威光が保てないから何とかにほしいと懇請した。その日から、昼夜問わず必死の突貫工事が始まる。清兵衛は自ら借金をして工事を進め、1859年6月開港1日前になんとか完成させ幕府の危機を救ったのである。(2)歩合金制度の設定・第10代清兵衛党南 嘉永6年 (1853) 横浜開港の際、同港総年寄を申し付けられる。このため保土ケ谷宿のほかに、横浜町の総年寄の責任を負い、初期の横浜の町の建設、発展のため尽力した。特に町駅以取の苦しい折に、貿易を金制度(貿易商人から売上金を提出的よりまり、初期の横浜の発展につながっていた。 (3)外保山共産墓地・第11代清兵衛党東(1866年没)明治7年(1874)行政区が横浜町となった。その終年寄役(現在の市長にあたる)に任命された11代清兵衛の諸では1866年没)明治7年(1874)行政区が横浜町となった。その終年寄役(現在の市長にあたる)に任命された11代清兵衛は市出地の再開発を建営、自分の所有地である保土ケ谷駅岩間町戸今保山の地が中奈川県に寄付し、市街地にある富地や寺院を移転させ、その空き地を有効に使用しようとした。この背景には明治元年(1868)発令された神仏が離るの集中状、各種絵図面、また歴木自海は下土矢の宿場の中でも数少ない住時の歴史を残している本師である。上記のとおり幕府からの朱印状、各種絵図面、また歴木自身は原本は下土矢の宿場の中でも数少ない住時の歴史を残している本のた。 / 3.歴史的遺産は市民の宝・保土ケ谷の産事を付上のたり取りまとめ、横浜前とはおのがけで横浜、日本を守った軽部清兵衛は市田勘兵衛、高島蓋右衛門とならが横浜の展生であた。 本部が東京衛と中の東部道上町である保土ケ谷であたった。 (表記を中がより取りまたり、1875年に対したりに、東京道には日のなり、1875年に対したりに、東京道には日の宝・江戸には、1875年に対しために、東京道には日の宝・江戸には、1875年に対していたがよります。 1875年に対しために、東京道には日の宝・江戸のよりには、1875年に対しために、東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の宝・江戸の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日の東京道には日のためを表でしているのよりには日の東京道には日の	3	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
9	1章	P23 中世の記述は、教科書に載るような歴史だけではなく、近世の記述 (P24) にあるような、庶民の暮らしぶり (どのような場所で、どの様な建物で、どのような生業で生活していたのか等) が書かれていると身近に感じられると思います。	3	ご意見をいただきました部分については、今後の計画の変更等の参考にさせていただきます。
10	1章	で、との様な建物で、とのような生業で生活していたのか等)が書かれていると身近に感じられると思います。 P24 江戸時代の幕府直轄領として市内各所に御鷹場があり、その歴史を残しています。こうしたことの表記や、検証、保全などを進めてほしいです。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
11	1章	P28、P29 郊外部には、なぜこの場所にと思うようなところに商店が並んでいたりします。このような郊外部の都市形成の過程にも着目して欲しいです。例えば、都筑郡役所のおかれた川和村、古道沿いの商店街や、鶴見川などの舟運の拠点であった場所など、その理由を伝えられるように、街の成り立ちなども歴史的風致として位置付けてほしいです。	3	ご意見の趣旨は、今後の「第3章 維持向上すべき歴史的風致」に係る今後の検討の参考にさせていただきます。
12	1章	P31、33、51 農村漁村の心の拠り所として大切にされてきた神社建築をしっかり評価して欲しいです。素案では、せっかく着目しているものの、具体策について、特に表記がありません。お寺や神社を(宗教施設だからとして避けるのではなく)歴史的資産として位置づけるとともに、そうした資産を中心とした活動もしっかり風俗として見直し、保全してゆくべきと考えます。	3	いただいたご意見を踏まえ、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、地域の文化財である神社 建築や無形民俗等の保存・活用を推進してまいります。

②包含・賛同 \cdots 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先 (章)	ご意見	対応	本市の考え方
13	2章	3 理念「旧きと新しき…」の部分はとても重要だと思いますが、「○○き」は連体形で、うしろに何かこないと気持ちが悪いので、 キャッチフレーズとして親しみにくいです。「旧さと新しさ…」だと、ありきたりな気もしますが。「都市の記憶と先進性が融合する横 浜らしさ…」のような意味が伝わると良いと思います。	1	いました。
14	2章	施策にはありませんが、技術者側にノウハウがないことへの対策も考えるべきと思います。例えば、定期的に歴史的建造物の修理を発注 することで、技術者を育成する視点も必要ではないでしょうか。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「第2章 2.歴史を生かしたまちづくりの課題 (3) 歴史資産の維持・継承に係る負担」において、「また、歴史的建造物を専門的に取扱う設計者や施工者など、専門家や相談できる相手がいないといった課題を抱える所有者も多い現状がある。」を追記しました。また、これを踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」を推進してまいります。
15	2章	P55 都心部ばかりではなく、関連する事業には、郊外区で実施されている、歴史を訪ねるウォーキング事業なども、「歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり」として把握して掲載してほしいです。	1	て、歴史資産の調査と情報共有に関する事業、歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業を
16	2章	施策②に「歴史文化とのタッチポイントづくり」をうたっており、その中で「さまざまなコンテンツによる活用(P149)」として「ホームページやSNSのほかVR・AR、電子媒体や書籍など、(後略)(P55)」が記述されておりますが、コンテンツ内容に対しての「歴史を生かしたまちづくり」、「横浜らしさ(P149)」の具体的な記述がないように見受けられます。 他自治体でも「ホームページやSNSのほかVR・AR、電子媒体や書籍」などのコンテンツ整備をうたっている事例は多く、先進自治体の事例を踏まえた「横浜らしさ」を考慮したコンテンツ整備が求められるのではないでしょうか。 すでに市内の多くの歴史資産に対して、いくつかのコンテンツ整備が進んでおりますが、既存のコンテンツは他自治体同様に観光やエンターティンメント要素が強いように思います。 そこで「横浜らしさ」をどこに見出すかは継続した検討が必要と考えますが、第6章文化財の保存又は活用に関する事項(P173)にあるとおり、コンテンツの整備を「観光」や「エンターティンメント」だけでなく、「文化財分野にも着目した整備」の検討を進めていくことを記してはいかがでしょうか。これは横浜においては写真や絵葉書といった文化財としての史料が多く残る都市であり、そのような点でも「横浜らしさ」があると考えるためです。P176-177に記載の「無形文化財」のデジタルコンテンツ化も進んでいるようです。ご検討願います。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2章 3.歴史を生かしたまちづくりの理念と方針」本文において、「本計画においては、旧くから残る歴史的価値と新たに創造する魅力が、都市の中で多様に混在して一体となることを横浜らしい魅力として捉え、この姿を市民・来街者等に体感してもらえるよう、理念と二つの方針を掲げる。」を追記しました。また、「方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」において「様々なメディア・デジタル技術を活用し歴史文化についてのPRを推進し」と加筆修正しました。
17	2章	「基本理念:旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち」については、考え抜かれていると思うが、「・・・混ざり合い、みらいのまちを創造していく横浜らしさを体感できるまち」等新旧の調和から未来の姿を切り開く意味を付け加えたらどうか。 理由:横浜市が始めた都市デザイン活動のひとつである「歴史を活かしたまちづくり」から発展した施策である創造都市の取り組み及びそれに協働する市民や企業等の活動について、比較的新しい取り組みであっても「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えてよいのではないか。住めばハマッコと呼ばれる地域性において、市民に常に歴史を伝え、シチズンプライドを醸成することが運命づけられており、歴史を活かしたさまざまな活動は、横浜市の文化とも言えるのでは無いか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2章 3.歴史を生かしたまちづくりの理念と方針」本文において、「本計画においては、旧くから残る歴史的価値と新たに創造する魅力が、都市の中で多様に混在して一体となることを横浜らしい魅力として捉え、この姿を市民・来街者等に体感してもらえるよう、理念と二つの方針を掲げる。」を追記しました。
18	2章	2章では「「歴史を生かしたまちづくり」の推進について」に触れず、特定景観形成歴史的建造物制度の創設だけ記載しているが、直近の基本方針なので、この推進についてから、どう進んでどう変わったのかを見渡せるように記述すべきだと思います。	1)	いただいたご意見を踏まえ、「第2章 1.歴史を生かしたまちづくりの経緯」において、「平成25年11月には、新たな制度の創設等を目指して「「歴史を生かしたまちづくり」の推進について」を策定した。この中で「(1)所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進」、「(2)市民とともに守り、活かす取組の推進」、「(3)歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」の3つの基本施策を掲げ、これを踏まえ「特定景観形成歴史的建造物」制度や「リノベーション助成制度」を創設した。」と追記しました。
19	2章	54ページ・55ページ 「2章 理念方針・施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」について みなとみらい地区において、歴史的建造物が点在していることが、横浜の1つの特徴であると思います。また反対に、新たな文化や技術 を積極的に取り入れ、成長をしてきたまちであり、そこも横浜の特徴・魅力であると思っています。 そのため、施策②であるような、新たな技術等を取り入れて、横浜の歴史文化の魅力を伝えていくことは、より横浜らしさを伝えること ができる重要な施策であると思いました。	2	いただいたご意見を踏まえ、横浜の歴史文化の魅力を伝え、幅広い世代に愛着を感じていただける よう、施策を推進してまいります。
20	2章	歴史を生かしたまちづくりの課題 「歴史資産の概要や分布などの情報や、それらの魅力を実際に体感できる機会は不足」「今後は、より広い層の方々が歴史文化に係る情報にアクセスしやすく、更に身近な存在として愛着を感じられるための接点を作っていく必要がある。」 にありますように、市民への情報発信や体感できる機会が不足しているという認識について、同感です。また、今後の方針について賛成です。	2	いただいたご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
21	2章	横浜の街は、みなとみらいに代表される新しい街並みとともに、元町や山手など古くかある情緒ある歴史的建造物が残されていることが、とても大きな魅力であると思っています。 観光資源としても貴重なそうした歴史的な建築物・土木構造物を保全活用していくことの重要性は、当然のこととしてわかるのですが、実際には、新しい建造物以上に維持保全費・改修費がかかると思います。自治体や企業が保存・活用していくことは、正直それほど大きな問題があるとは感じておりませんが、一方で個人で所有されているような場合は、保全活用の費用負担が大きな壁として立ちはだかり存続していくことには大きな課題があるのではと考えておりました。当然、歴史的資産は取り壊しなどで途絶えたらそれまでなので、保存活用するには所有者の負担を軽減させる補助や、若しくはプラスに変える活用のアイディアなどが必要と思います。その意味で、第2章にあった「歴史的建造物の継承と活用の促進」の取組みに興味をひかれました。この計画が起点の一つとなって、歴史的資産を持つ所有者の救いとなる取組が広がることを期待しています。	2	いただいたご意見を踏まえ、歴史資産の保全と継承に向けて「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の推進を行ってまいります。
22	2章	概要版12ページの「第3章 施策3「新たな歴史的建造物の候補について、総合的に保全活用の在り方を検討します。」とありますが、 保全だけではなく新たな歴史的建造物等の復元行為についても評価の対象としたほうが建築誘導等しやすいのではないでしょうか。	2	本計画では、取り扱う歴史資産を「第1章 3.歴史的環境 (2)歴史資産」の通り定義を行っており、復原行為を行った歴史資産についても評価及び制度指定等を実施しています。
23	2章	歴史的建造物(一体化した敷地含む)の収益事業化の活用のハードル高い。 (1) 立地条件が良くないと、建物(一体化した敷地・土地含む)の維持・管理費用を捻出できるだけの収益事業が成立しにくい。当然相続税の資金確保までは出来ない。 (2) さらに用途地域、建築基準法上の要件、その他の法律・条令などの要件を満たしての収益事業となると益々ハードルが高くなる。 (3) 更に事業化の上で、人材・運用ノウハウなどソフト面の課題もある。 ⇒逆に立地条件・用途地域が良いところは収益事業化しやすいはず。(一般の不動産賃貸でも同じこと) そのため、 ① 活用の際には用途地域、建築基準法、など法律や条件でのハードルを低くして活用しやすくするサポートをして欲しい。 ② 前述の課題参照に、より支援できる事柄があれば追加実施してほしい。	2	いただいたご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策②歴史資産の活用促進」を着実に推進してまいります。また、ご意見の趣旨は、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
24	2章	長期的な歴史的建造物の保全活用について、 ①立地条件悪い収益力無い歴史的建造物は、「大資本の組織化されたマンパワーと資本力ある組織」しか世代交代を経ながら永続的に持ちこたえることは難しいのでは? ②個人でこれが毎年の維持が出来るのは相当な努力が必要だが、最大の難関は相続税である。 ③個人の所有者には相続税支払いも(次世代継承)を見据えた観点が必要。 これを踏まえ、 ①次世代継承という長期視点への啓発や支援を横浜市に行って欲しい。 ②更に、所有継続が難しそうな所有者の歴史的建造物が残っていく方策についても所有者へ検討・提案していただけるとより良い。※例えば継続保有を条件に買い取りそうな法人や財団を紹介する等、建造物がなくならないで存在していく道を探ることができないか。	2	いただいたご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」を着実に推進してまいります。また、ご意見の趣旨は、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。

②包含・賛同 \cdots 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先	ご意見	対応	本市の考え方
25	2章	素案の56ページ、「第2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針」の「方針 1 横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり」の「施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」について、「重点地域に於いては、現存する歴史的建築物の保全だけで無く、歴史的な風致、街並みの維持向上に資する歴史的建築物の復元(あるいはデザインの復元)についても、価値や活用を総合的に検討する。」を追記して頂きたい。 <説明> 当法人では、横浜の誇る歴史的・景観的財産であるインナーハーバーを活用した賑わいづくりの一環として、開国・開港の地であり、横浜の「顔」ともいえる日本大通り〜象の鼻・大桟橋地区の歴史を生かしたまちづくりに取り組んでいます。このため、象の鼻地区の国有地(横浜税関分庁舎及び第 2 港湾合同庁舎跡地)売却(一般競争入札)に際し、横浜市がこれを取得し、開港広場に面して、横浜開港の原点である、開港期の建築物(英一番館、米国商館等)を復元し、市民や来街者が、横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場を創るよう市に要望しています。	2	本計画では、取り扱う歴史資産を「第1章 3.歴史的環境 (2)歴史資産」の通り定義を行っており、復原行為を行った歴史資産についても評価及び制度指定等を実施しています。
26	2章	素案の56ページ、「第2章歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針」の「方針1」横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり」の「施策③新たな歴史資産の保全活用の検討」について、「重点地域に於いては、歴史的建築物の復元(あるいはデザインの復元)についても、価値や活用を総合的に検討する」を追記して頂きたい。 <説明> 重点地域の関内地域、特に、開国開港の地であり、横浜の顔ともいえる日本大通り~象の鼻・大桟橋地区に於いて、国が用途廃止し、一般競争入札により処分しようとしている横浜税関分庁舎跡地及び第2港湾合同庁舎跡地について、横浜市がこれを取得し、開港期の建築物(英一番館など)を復元し、市民や来街者が、横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場を創る必要がある。	2	本計画では、取り扱う歴史資産を「第1章 3.歴史的環境 (2)歴史資産」の通り定義を行っており、復原行為を行った歴史資産についても評価及び制度指定等を実施しています。
27	2章	2章の方針 2 「歴史的建造物の継承と活用の促進」について: ・施策 1 「保全・継承に向けた支援」で、取り組み例に、「税制優遇」とありますが、歴史的建造物の継承の多くは、相続時に頓挫します。これは相続税の優遇だけでは解決が難しいと考えます。何故なら、多くの歴史的建造物は、相続人が複数になるからです。親から子に相続する場合は、複数が分割して相続することになるため、そこで現金化などが起こり、継承が頓挫します。 →そこで、歴史的建造物を継承する場合に、「相続税の納税猶予」とするべきではないかと思います。農地の事業承継のように、歴史的建造物を管理運営することに対して、相続税の納税猶予を行うべきだと思います。有形文化財の納税猶予は、すでに公開される美術品には適用されています。これを公開など活用する歴史的建造物にも適用するべきです。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策① 保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
28	2章	・施策 2 「歴史遺産の活用推進」の取り組み例で「リノベーション助成」の実施とありますが、そのための「調査研究」に対する助成をしていただきたいと思います。 → そもそも、リノベーションをするための計画・設計を行うためには、劣化調査や歴史的価値の調査が必要で、これは相応の人件費がかかります。ここに助成が無いと、適切なリノベーションの方針策定が出来ず、雨漏りなどへの場当たり的な助成になりがちです。 市民は歴史的建造物などの存在は知っていても、なかなか実際に見に行ったり、訪問してその歴史的意義を勉強する機会が少ないと思い	2	調査研究に関連する補助制度としては、歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的 建造物等に対する調査設計の補助制度などが有ります。いただいたご意見を踏まえ、これらの制度 とリノベーション助成などを組み合わせた歴史資産の実情に応じて適切な支援を通じ、活用を推進 していきます。
29	2章	ます。 横浜市ならではの魅力ですので、市民をはじめ、多くの人々に訪れてもらい、ふるさと納税などでの資金援助についてもお願いできるよう、ウェブサイトでさらに工夫をして紹介してはいかがでしょうか。 たとえば、それぞれの紹介についても、写真だけでなく3D映像での紹介があると、よりその魅力を体感できると思います。 また、「よこはまっぷ」を活用しての地図での紹介をしていただくと、自分のいるところからのルートも分かるので、行ってみたいという市民の欲求にも応えることができるのではないでしょうか。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策 ①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
30	2章	赤レンガ倉庫は「あぶない刑事」で有名になり、多くの人々が訪れるようになりました。心無い来訪者に落書きをされて、その補修が大変でしたが、今でも横浜の魅力のひとつとして市民に愛されています。既に様々な西洋館など、ドラマに出ていますが、このように、横浜のフィルムコミッションとも連携して、横浜の歴史的建造物などを聖地巡礼の場としても盛り上げられると、より身近な存在となり、修復が必要な際にも、支援してもらえるのではないでしょうか。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
31	2章	第2章 「歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針」p55 施策① 第7章 「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」 p187事業番号1-2「山手に関する資料調査・普及啓発事業」、p188事業番号1-3「横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業」、p189事業番号1-4「みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業」、p190 事業番号1-5「本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業」、p201事業番号2-11「歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業」について 歴史資産に係る情報の公開については、ぜひ資産同士の関連も意識しながら、来訪者が街のストーリーを追えるように工夫して公開や普及啓発事業を進めてください。第1期「横浜市文化財保存活用地域計画」では、地域の文化財群について、9つのストーリーを設定していることもあり、こうした計画との連携も視野に情報公開を進めた方がより効果的だと思います。また、実施団体や実施事業が複数に及ぶこともあり、例えば横浜市観光協会のHP上でこれらのストーリーを辿るルート設定を示し、その先に各団体の情報にアクセスできるようにするなど、各事業が効果的に連携されるように検討をお願いします。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
32	2章	第2章 「歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針」p56 施策③p203 事業番号3-1「新たな歴史資産の保全活用検討事業」について 価値や保全活用を検討するにあたっては、平成30年度に取りまとめていた「横浜市における戦後建造物を含めた歴史的建造物の評価の考え方について」を踏まえて、考え方を整理する必要があると思われます。また、近年減少傾向が続く銭湯建築についても戦後復興期の都市発展を支えた「横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物」であり、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館でも企画展示が行われるなど、貴重な歴史資産だと思いますので、ぜひ保全に向けた課題整理や検討をお願いします。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
33	2章	第2章 「歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針」p57 施策②について 歴史資産の活用促進には、先行事例の紹介も必要だと思います。市内で活用されている歴史資産について、法制度や資金面などの課題を どのようにクリアしたのか等、取りまとめた事例集のようなものもあってもよいのではないでしょうか。例えば神戸市では「こうべ茅葺トリセツ」という茅葺民家の活用促進のための小冊子をまとめており、横浜市においてもこのような資料があると良いと思います。これ に加えて、歴史的資産の活用においては、相談者に対応する職員の理解や歴史資産活用に関する知識、熱意も必要だと思いますので、職員向けの研修や意識啓発などの機会もご検討いただきたいです。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4. 各方針に基づく施策 方針2施策②歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
34	2章	p56 施策③ 今後数十年後には建造物ではなく、たまプラーザのような都市計画の手本のような街並みや、港北ニュータウンのようなグリーンマトリックスシステムのような都市基盤など、「都市構造」自体が歴史資産になるエリアが生まれてくると思います。 「歴史資産」については、建造物の点の集積による評価だけでなく、線的や面的な評価も今後取り入れていってほしいです。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
35	2章	■減っている西洋館を残すために 概要版P3 計画策定の背景と目的、P9 新たな展開の模索に記載された課題は、まさにその通りと感じました。 山手西洋館の維持管理や運営に携わる中で、近年の極端な気象が木造西洋館への与えるダメージは加速度を増しているように感じていま す。また、相応しい修繕の出来る技術者や材料も減っており、小破修繕を適正に実施するだけでも苦労があります。公共施設の管理者で もこの状況ですから、個人所有の西洋館が管理しきれずに姿を消していくのももっともと思います。 一方で、基本理念にありますとおり、山手西洋館は、横浜の歴史を語る、横浜らしさを体感できる貴重な施設です。 P13の施策1の支援制度にもありますが、修理や保存に悩んだ個人所有者が簡単かつ具体的に相談できるような窓口で、修理可能な技術者 の紹介まで出来るとなお良いと思います。そのうえで、個人所有では管理しきれずに手放すことになった場合には、横浜市が積極的に取 得し、公共施設として保存活用することを考えていただきたいと思います。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
36	2章	■市民の機運 山手西洋館公開から20年から30年程度を迎え、「西洋館があるのが当然」という感覚の市民が増えているように思います。取り壊し予定の建物が市民の声で救われたこと、移築に向けて多方面の努力や英断があったこと、西洋館が日々減っていることはあまり知られていません。当初、街づくりや西洋館保存に対して情熱を傾け先導された方々が引退を迎えているなかで、新たな力・機運が足りないように思います。 横浜の小中学生へのアピール、建築を学ぶ大学生の関わり等々を強制的にでも増やし、すでに保存されているものを守りつつ、これから	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策 ①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
		横浜の小中学生へのアピール、建築を学ぶ大学生の関わり等々を強制的にでも増やし、すでに保存されているものを守りつつ、これから 新たに保存活用していく機運を醸成する必要があると思います。		

②包含・賛同 … 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先 (章)	ご意見	対応	本市の考え方
37	2章	P51 (3) 歴史資産の維持・継承にかかる負担 歴史的資産を個人が現状のままで保全していくことに負担がかかります。その資産を生活に使用していないのであれば、横浜市に買い取っていただきたいと思います。 もし横浜市による買い取りが無理であれば、別法人にすることで、固定資産税の免除、相続税の負担を無くしていただきたい。相続税を支払うために不動産会社に売却するのを見ていると悲しくなります。税金を免除した後も、歴史的資産維持のためには、補助金を出していただきたい。個人の負担の下では、すべての歴史的資産は無くなってしまいます。行政は努力をしてください。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、歴史資産の保全と継承に向けて「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2施策①保全と継承に向けた支援」を推進してまいります。 なお、相続税については歴史的風致形成建造物の指定や登録文化財の登録に伴う減税措置、固定資産税については横浜市指定文化財や重要文化財の指定に伴う減免制度などがございます。また、本市では横浜市認定歴史的建造物や指定有形文化財(建造物)への補助金などの制度がございます。
38	2 章	■概要版12ページの「第3章 施策1「把握した歴史資産の情報に市民・来街者などがアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開を行います。」及び施策2「ホームページ、SNSやVR・ARほか様々なメディア・デジタル技術等を活用したPRを行うよう検討します。」とあるので、昔のバイブル的存在であった『港町・横浜の都市形成史』が部分的でもよいのでホームページなどで見ることができたり、古地図や絵葉書が閲覧できる「都市発展記念館」や、都市計画課の「横浜市三千分一地形図」ともリンクするとイメージ戦略的に良いのではないかと思います。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」に関連するご意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
39	2 章	P54 商店街、市場、市民酒場、無形文化財、神社、古道、石像、石塔、祠など、その地域にとっては当たり前のものでも、第三者が見ると面白い、興味深いと思えるようなものにも焦点が当たるように、その地域の核になりうるものを幅広に、手軽に、「街の資産」と位置付け、外部の人だけではなく、その町の人たちに自身も気付きけるよう、相互に発見しあう「仕掛け」づくりが欲しいです。特に石像、石塔の類は、東京ではあまり見かけませんが、市内にはまだ各所に残っています。このような小さのものも、歴史的風致として位置づけ残してほしいです。	3	ご意見の趣旨は、今後の「第3章 維持向上すべき歴史的風致」に係る今後の検討の参考にさせていただきます。
40	2章	P56、149 いわゆる「ミナトヨコハマ」らしさとは違うが、郊外部の旧家や昭和初期のモダニズム建築や近代住宅建築なども時間とともに資産に代わってくると思います。横浜は東京に近く土地利用転換のサイクルが短いため、速く手を付けないと、「歴史的資産」として価値が見いだされる前に、失われてしまします。点で残していくだけではなく、線や面で残して行くことで、これからの「資産」を作っていってほしいです。	3	いただいたご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
41	2章	P57 これまでの「ミナトヨコハマ」ばかりではない、谷戸・里山、モダニズム建築、近代建築など郊外部のより身近な「普通」の建物にも着眼してゆく姿勢が感じられて、良い計画だと思いますが、これらについて具体策まで示して欲しいと思います。	3	いただいたご意見は、「第7章 2.事業 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
42	2章	P.55の②歴史文化とのタッチポイントづくり、p.186 の(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画に関連して。重点地区に指定されているみなとみらい21新港地区について、2023年度の関東学院大学の研究室ゼミ生が、新港地区に関するパンフレットにみられる歴史的建造物の一般への紹介状況について評価しました。イベントや商業施設目的で来た若者や家族向きに、彼らの興味を惹くような分かりやすく魅力的なパンフレットの配布など、文化財に愛着を抱かせるための宣材は、まだまだ工夫の余地があると思います。歴史を活かしたまちづくりへの関心を深めるためにも、こうした啓蒙活動に対する学生や市民の積極的な参画が行われるようになると、事態も変化していくのでは無いでしょうか。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」 「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
43	2章	歴史的建造物の維持管理の費用負担が厳しいのが現状です。毎年30万円の維持管理助成は庭師への支払いで終わります。外壁、その他を 朽化している箇所への補修が入ると資金の捻出に苦労しております。 できることならば補修する場合、見積もりを横浜市に提出したら十割とは言わずとも何割かは横浜市に負担していただければ負担が軽く なります。予算が厳しいとは思いますが所有者の負担も考慮していただければ幸いです。相続税の軽減はありがたい取り組みですがもっ と早く施行していただけていればと思います。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。なお、歴史的建造物の外観保全に係る補助制度 としては、認定歴史的建造物の外観保全工事に対する助成制度や、文化財の修理等に対する補助制 度などが有ります。
44	2章	歴史的資源をお持ちの所有者の方々は、地域の資源を個人で維持管理をされ、その費用は通常の建物等を維持管理するよるよりも相当費用がかかるとお聞きしています。特に山手地区等で個人の住宅として使われている歴史的建造物は、公開されていないので不特定多数が利用出来る資源ではありませんが、そうした建物を自己所有物として使って頂いているからこそ、今の山手地区の魅力が保てているのだと思うので、不特定多数が使わない建物においても、維持管理や修繕等について適切な支援をお願いしたいと思います。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
45	2章	概要版P12・P13に関連しての感想を述べさせていただきます。 今回の計画はより多くの方に知ってもらう・触れてもらうという意図があると思いますが、歴史的建造物の所有者には、所有管理している建造物は観光施設では無いという考えの方もいらっしゃると思います。一方で、普段関わりの無い方が歴史的建造物に触れることから、建物の運営等に参加してくれることもあると思いますので、積極的に社会に開いていった方が良いと考えています。 そうした時歴史資産を活用したイベント等を横浜市が企画し建造物を使うなど、先導していただけると意見の対立を解決するきっかけにもなると思うのです。そうした活動が建物の保全、クラウドファンディングや市民の応援にもつながると思います。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
46	2章	12ページ「施策2 歴史文化とタッチポイントづくり」について 普段の生活で歴史文化に触れることの少ない子育て中の主婦ですが、我々世代が興味を持つことで子供へ横浜市の歴史文化・建物の大切 さを伝えていくことができるため、身近で行われるイベント等に参加してみたいと思いました。 また、歴史文化にはお堅いイメージがあるため、専門の方にとっては基本的なことでも、フランクに聞ける雰囲気づくりや色々と教えて くれるスタッフさんがいると周りの家族や友達にも広めていきたいと感じると思います。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
47	2章	方針1 施策②、③について 歴史資産が昭和生の人達にとって懐かしかったり、愛着があったりというだけでは、先が続かないと思います。 いかにして今の20代、30代から歴史資産へのファンを増やすかが歴史資産を残していくことへの鍵になるかと思います。 そのため、タッチポイントづくりや活用を進めて欲しいと思います。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策②歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
48	2章	素案34ページ、概要版9ページに、「戦後建造物の評価検討」「築後50年を評価の対象」などとあります。戦後建造物については、明確な保全活用方針や具体的施策を打ち出すべきと考えます。かつて歴史を生かしたまちづくり準備期で「横浜市歴史的環境保全整備調査」を行った1985頃の50年前は1935(昭和10年)であり、当時から戦前のものは全て事業の対象と見なしていました。戦後建造物の価値については10年以上前から議論があるところであり、これを契機に新たな一歩を踏み出す好機と思います。 具体的には、重点区域内における戦後建造物リストの公開、所有者に対するラブレターの送付や先導的事業の展開が考えられます。 事業の例として思い当たるのは、横浜都心部の戦後史を物語る防火帯建築群のなかでも先駆的だった「弁三ビル」です。近年の市民研究や市史編集室とも連携し、戦後史の掘り起こしと語り継ぎ活動などを含めた取組などは如何でしょうか。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。

②包含・賛同 … 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先(章)	ご意見	対応	本市の考え方
49	2章	タイトル:「山手234番館の裏庭再整備で、西洋館の庭らしさのグレードアップを!」 当チームは、山手西洋館の立ち上げ当初より「花があってこその西洋館!」を合言葉に山手234番館でのガーデニング活動をコアにしつつ、他の西洋館及び同周辺地域の方々にも呼び掛けて、山手地区の花化活動(チューリップ社絵の作成、地元の小学生等による西洋館でのチューリップの植え付けと花壇づくり等)で花による地域と西洋館の繋がり強化に努めてきました。しかし近年にイベント中止等の事態により、西洋館と地域間での市民レベルの繋がりが希薄となり、山手234番館の裏庭は交流港地として機能が発揮できずやや関散としています。同館の前庭・表庭部分は横浜市ガーデンネックレスの該当エリアとして季節の花満載ハンギングパスケット等が設置され、来館者等に大好評を得ています。一方で現在、同館の裏庭は主に、前述のワーキングスベース&駐車利用により、造園的な観点において余り配意せず、植え付ける花も横浜市緑の協会斡旋の苗等をブランター30基弱に2季毎に植え付けるに留まり、庭的には低レベルの状況で推移をしてきました。 山手234番館は、他の西洋館には必ずしも備わっていない、前庭、主庭、アプローチ、裏庭、そして館内における中庭とベランダ、その全ての庭機能を有している貴重な西洋館です。今回、横浜市歴史的風政維持向上計画の策定を機に、同妻庭への庭としての機能(花壇の整備・生垣の補強等)及び植え付け花卉類のグレードアップ(球根・宿根草、低花木の導入等)を図り、来街者、地域住民に西洋館の価値と存在意義を実感してもらえる庭づくりの展開を要望します。庭づくりに関連するイベントとして、現存する横浜市の花「パラ」の剪定体験と鑑賞、中区の花 ドチューリップ」の植え付け体験 他、地域との繋がりへの連携向上についても要望します。なお、本要望の実行に当たっての意見具申、メンテナンスなどは当グループで対応可能です。 例:グレードアップ方針・室内の窓から眺められる裏庭(未贈者における視点)・通行で見上げるペランダ様子(来街者における視点)・通年の窓から眺められる裏庭(未贈者における視点)・通年の窓から眺められる裏庭(未贈者における視点)・通年の電上に登画を上まり相談を選定 B、鉢植えに適した低木やグレードの高い草花を、配置配色を工夫し植栽 C、花壇エリアを設置。山手234番館全体の動線を考慮した裏庭再整備 ② 植え付け花卉類(具体例)球根:ジャーマンアイリス、スイセン、ユリ類 宿根草:アマリリス、シラン、ダリア、宿根サルビアハーブ類:ブルーセージ、チェリーセージ・埋根:クレマチス、マダガスカルジャスミン(※参考 現存:トケイソウ、カロライナージャスミン)(※参考 現存:トケイソウ、カロライナージャスミン)(※参考 現存:トケイソウ、カロライナージャスミン)	3	いただいたご意見を関係部署に共有するとともに、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施 策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」に関連するご意見として、今後の計画の推進においての 参考にさせていただきます。
50		歴史的建造物を活用する時は、活用を通じてどのような場をつくりたいか/どのような価値を伝えていきたいかが重要だと思います。モニュメンタルでないものが多い戦後建築は、なおさらこれまでと異なった残し方・使い方の在り方が求められると思うので、検討を深め	2	いただいたご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」「同 方針2 施策② 歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組を着実
51	2章	ていって欲しいです。 概要版 P7、2 歴史を生かしたまちづくりのこれまで、P8、9 歴史を生かしたまちづくりの展開一見開き図 「横浜市民を中心に、特に次世代を担う児童、学生に対する横浜市開港から現代に至る歴史教育の充実」を意見として、本計画の内容の一部に検討して頂きたい事項として訴えます。 昭和30年代に中区山手の元街小学校で学んだ筆者が残念に思うことは平成時代にわが子たちが神奈川区内の小学校で歴史教育が軽んじられていると感じます。また、高等学校の社会科日本史教育では明治以降の近代史、横浜港開港以降の近代史が大学受験生を除いて、時間切れを理由に丁寧に教育されていないことが問題です。	3	に推進してまいります。 ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」 「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的 な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
52	2章	方針1 横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり 外国人旅行者や他県からの来訪者をサポート、ガイドできる場所(施設)、人材の拡大充実が喫緊の課題です。 横浜市の歴史=開港の歴史、文化遺産的建造物は中区を中心に現存する洋風建造物と多くの横浜市民は認識しています。郊外部の新興住宅地市民は都心部へ通勤通学する他市からの転居者、横浜都民が多く郷土愛が薄いのではないかと推測されます。 成人になって、婚姻、通学、通勤のために横浜市に転居した市民に横浜市の歴史を学ぶ機会や場所として 「施策1 歴史資産の調査と情報共有」と「歴史文化とのタッチポイントづくり」の内容の深堀りとして、シティガイドのボランティア育成の拡大をお願いしたいと思います。 筆者の体験ですが横浜駅に隣接するスカイビルにYCATが1階にあるのでほぼ毎日国内外からの来訪者の案内や歴史、地理の説明をしています。また、菩提寺が鎌倉駅前にあり、参拝の帰りに鎌倉駅でも何度も同様の経験をしました。 対策:中学高校程度の横浜市の歴史の知識教育の機会、場所の確保リスキリング等教育に関する話題が目立ってきています。横浜市の義務教育の必須課程で歴史教育を推進することをお願いします。 効果:古今東西自分の住む国や都市に関する正しい建国の歴史や都市成立の歴史を理解することは郷土愛を育てる(涵養する)第一歩です。今まで知らなかった横浜開港の歴史を知れば多くの横浜市民に横浜愛が育まれることが期待されます。横浜開港の功労者はベリー提督来航の時に混乱している幕閣達を押さえて孝明天皇の勅許を待たず、翌年に(開国)回答することを約束して事態を収拾したのは、老中首座(筆頭老中)阿部正弘です。野毛山に後に滋賀県民が設置した銅像があることで阿部老中の二代後に老中から昇格した井伊大老が開港の功労者、と小学校で間違って教えられました。25歳で老中に就任し、37歳で早逝した俊才です。 素案 2章 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念・方針について 今方針1 施策 3 新たな歴史資産として、多くの認定候補が想定される戦後建築については、モダニズムの建築理念・技術面だけでは評価しきれないと考えまりました。4万までは、4万まで		ご意見の趣旨を関係部署と共有するとともに、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。 ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
54	2章	てくると考えます。 素案 2章 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念・方針について ◇方針 2 歴史的建造物の所有者にどれだけ実効的なサポートができるかが、本施策の肝になると考えます。所有者にとって必要な情報(技術面・ 税制面・活用面でのさまざまな事例:市内に限る必要はない)にアクセスできるようなデータバンク的なものが構築できれば理想的です が	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
55	2章	か。 素案 2章 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念・方針について ◇方針 2 建築基準法の適用除外を視野に入れた制度面では、特定景観形成歴史的建造物の「古民家以外」の事例が増えてくれば、保全活用のあらたなフェーズが見えてくるのではないかと期待しています。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策②歴史資産の活用促進」の具体 的な事業や取組を着実に推進してまいります。

②包含・賛同 \cdots 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先 (章)	ご意見	対応	本市の考え方
56	3章	p61 歴史的風致の考え方として、3つの風致に共通することとして、横浜が(当時の最先端)から人、情報等が全国に伝播していったという視点を重視した記述を加えていただきたい。	1	いただいたご意見を踏まえ、「第3章 3.維持向上すべき歴史的風致 (1)横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致 ① 国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致 ア 概要」において、「港町の発展には、外国人技師や外国からの資材輸入などにより、さまざまな近代技術が導入された。灯台や近代水道(上水道)・下水道、ガス灯などのまちづくりの基盤となる技術は、横浜で初めて導入されたのち、日本中に広まっていった。」と追記しました。また、「同 (2)外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致 ア 概要」に「居留地が設置されたことにより、地番制度、西洋式公園、ビール、アイスクリーム、バラ、近代スポーツなど、さまざまな外国文化が横浜に持ち込まれ、その後日本中に広まっていった。」と追記しました。
57	3章	p 64からの建造物の節で、横浜公園や日本大通りを取り上げてもよいのではないか。または、p 66からの市街地環境の節に写真を入れたらどうか。	1)	ご意見をいただきました横浜公園は「第3章 3.維持向上すべき歴史的風致 (2)外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致 イ.建造物」に掲載しています。なお、日本大通りについては、「第3章 3.維持向上すべき歴史的風致 (1) ①国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致 ウ.市街地環境」の項に記載しており、ご意見を踏まえ写真を掲載しました。また、ご意見を踏まえ、各歴史的風致の市街地環境の項に写真を掲載しました。
58	3章	p 80にて、クィーンの塔の税関もとりあげるべきではないか。	1	いただいたご意見を踏まえ、「第3章 3.維持向上すべき歴史的風致 (1) ②焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承にみる歴史的風致 イ.建造物」において「横浜税関本関庁舎」を掲載しました。
59	3章	3章では、関内・山手地区の特徴として、建造物の一部(ドアやメダリオン)や橋梁の親柱、居留地境界石、港の見える丘公園の井戸、バルタールパビリオン、プラフ積みのように、一つ一つは小規模で、指定・認定に至らないものが点在することによって、歴史的風致の向上に貢献していることについて記述すべきだと思います。	1	いただいたご意見を踏まえ、「第3章 3. 維持向上すべき歴史的風致 (1)横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致 ウ.市街地環境」において、「また、馬車道駅での旧第一銀行横浜支店の建造物で用いられていた部材の展示など、滅失に至った建造物の一部を活用・展示する取組が地域一体で取り組まれ、歴史的風致の形成に寄与している。」と追記しました。 また、「同 (2)外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致 ウ.市街地環境」において、「また、地域一体において、居留地時代の境界石、港の見える丘公園に存する旧フランス領事館時代の遺構、ブラフ積み擁壁など、様々な遺構が現存する。」を追記しました。
60	3章	3章では、日本大通りに着目し、再整備から地区計画の策定、歴史的建造物の保全活用を連携させながら継続的に取り組んだ結果として、オープンカフェの実施やロケ地の代表的な箇所ともなり得ていることを、都市デザイン展(50周年展)の「解剖図」等で表現すると、歴史を生かしたまちづくり要綱だけではない、立体的な施策展開が理解できると思います。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2章 1.歴史を生かしたまちづくりの経緯」において、「日本大通り地区では、平成14 (2002)年の日本大通り再整備において歩道幅員の拡幅とともにストリートファニチャーの設置、セミフラットな歩車道境界の形成等を実施し、周辺の歴史的建造物と調和する空間形成を行った。その後、地区計画を策定し、オープンカフェの実施や歴史資産の活用など良好な空間を活かし総合的にまちづくりを実施している。」と追記修正しました。
61	3章	3章ではコラムでも良いので「横濱三塔物語」のように、歴史を生かしたまちづくりのプロモーション(タッチの敷居を低くする)の事例として紹介すると良いと思います。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2章 1.歴史を生かしたまちづくりの経緯」において、「平成18年度には、みなとみらい線の開業に合わせて横浜高速鉄道株式会社・財団法人横浜観光コンベンション ビューロー等と連携した横浜市への集客キャンペーン「横浜三塔物語」を実施した。」を追記しました。
62	3章	9 0ページの「第3章 維持向上すべき歴史的風致」について、旧根岸競馬場一等馬見所が記載されていますが、これは独特の外観が市民に親しまれている貴重な歴史的建造物だと思います。 また、昭和4年(1929)の竣工で、5年後には竣工100年を迎えますが、同じく昭和4年竣工の日比谷公会堂が竣工100年に向けて改修工事を始めているように、旧根岸競馬場一等馬見所も保存活用に向けて具体的に取り組む必要があると考えます。 そこで、旧根岸競馬場一等馬見所について、改修工事に国費が導入できるよう、重点区域に位置付けることも考えられます。ご検討をお願いいたします。		いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2) 山手区域」の範囲を拡大し旧根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業」を追加しました。
63	3章	P61 3つの条件を満たしていなくてもいいのではないかと思います。条件を満たしていないものも、なんらかの位置付けが欲しいです。	3	ご意見の趣旨は、今後の「第3章 維持向上すべき歴史的風致」に係る今後の検討の参考にさせていただきます。 なお、歴史的風致の条件については、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 一条に則るものであり、この検討過程において、文部科学省、農林水産省、国土交通省と協議を実施しています。
64	3章	P72 音のある風景として、新年の中華街の爆竹もあります。	3	ご意見をいただきました「音のある風景」は、国際貿易港のあゆみに関連するものとして、港に時 を報せる活動について記載しているものであるため、本項での記載はいたしませんが、今後の計画 の変更等の参考にさせていただきます。
65	3章	P89 YC&AC(表記だけはあるが)や、本牧USS、神奈川区のスターダストなども歴史的風致として位置付けてほしい。	3	ご意見の趣旨は、今後の「第3章 維持向上すべき歴史的風致」に係る今後の検討の参考にさせていただきます。
66	3章	P98 明治期の射撃場用地といわれる大和町通り商店街なども表記してほしい。	3	いただいたご意見については、今後の調査や計画の変更等の参考にさせていただきます。 ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイント
67	3章	六浦湊 風致を維持するにあたり、称名寺裏のハイキングコースのをもっと広く知らせること(案内板、地図をわかりやすくすることも 含めて)、しっかりとしたトレッキングの準備なく来た一般の観光客でも一部分でも歩いて風景を楽しめるようにすることはできるで しょうか。		づくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。なお、称名寺市民の森については現地での案内板整備や、市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップの配布 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/forest/guidemap.htmlなどに取り組んでいます。今後も引き続き普及啓発に取り組んでいきます。
68	3章	(山手地区の歴史的建造物・公開西洋館について) 91ページの『3章 - 3. (エ) 活動』各館連携の「クリスマス」や「花と器のハーモニー」などの好評なイベント時は、全館同時開催など流動的な公開ができるといいと思います。	3	ご意見の趣旨は、「第7章 2.事業 2-2 山手西洋館公開活用事業」にに関連するご意見として、 具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
69	3章	概要版 2ページ 目次横・素案 6 1ページ 3章 維持向上すべき歴史的風致 について 歴史的風致の設定に重点区域の指定、といった考え方は計画策定上必要であることは理解しますが、市民への普及といった面では「歴史的風致」という考え方の浸透には一定程度の時間を要すると見込まれます。一方で、これまで別々のものとして扱われることが多かった 「活動」と「建造部・周辺市街地」が一体として扱われることはその維持向上に向けた取組面でも効果的なものと思いますが、縦割りと なりがちな行政の仕組みをこえる支援策が期待されると思います。		いただいたご意見は、「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」に関連するご意見として、今後の計画の推進等においての参考にさせていただきます。
70	3章	概要版にもありますが、横浜には東海道や谷戸の暮らしなど、歴史的風致に位置付けられていない重要な歴史的特徴がたくさん有ると思います。これらの風致への位置づけを検討してください。	3	いただいたご意見は、「第3章 1.横浜市における歴史的風致の考え方」に関連するご意見として、今後の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
71	3章	p 69の活動にて、歴史的資産と言えるブールバールとしての日本大通りを活用したオープンカフェやガーデンネックレスなど比較的歴史が浅い活動も取り上げてもよいのではないか。	3	いただいたご意見は、「第3章 3.維持向上すべき歴史的風致」に関連するご意見として、今後の 推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。

②包含・賛同 … 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先	ご意見	対応	本市の考え方
72	4章	P150 区役所地域振興課、区政推進課、福祉保健課(ウォーキングイベント)も、「など」で済ますことなく、関係部局に加えてほしいです。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」における図中の【関係 部局】の表記を区局単位に変更し、関係区局を追記しました。
73	4 章	132ページの「2-5.横浜を象徴するいつもの景色がある街」については、みなとみらいの風景というのはどこかに行って帰ってきたときに、横浜に帰ってきたと実感する風景である。そしてその風景を形作るのは新しい街ができつつも、そこに歴史的建造物があり、重層的に歴史が折り重なっている新旧の街が調和していることにある。遠くから見た横浜の港の近代的な高層ビル群のスカイラインと近くに寄ったときの歴史を感じる街並み、その両方があることではじめて横浜という大都市の港らしさというものを感じることができる。これからもこの風景を将来に受け継いでいってほしい。	2	即用】の表記を区局単位に変更し、関係区局を追記しました。 いただいたご意見を踏まえ、「第4章 2.既存計画(上位・関連計画)」のとおり横浜市景観計画 等の運用との連携を図りながら、基本理念「旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できる まち」を目指し計画を推進してまいります。
74	4 章	素案 4章 117ページ・全体 について こまかな条件を踏まえたうえで、横浜の特徴的な歴史的風致を整理し、関連する文化財群のテーマも丁寧に設定されていると見受けられ ます。その上で、課題として認識されていると思いますが、これらに含まれる(216ページ以降に掲載されている)建造物や、今後増 加するであろう戦後の歴史的建造物候補への支援対応、特に費用負担についてはこれまで以上に充実を期待したい。また、個人所有の言 うに及ばず、横浜市所有の歴史的建造物についても、所管によらず修繕や魅力の向上につながる改修工事等に充てられる予算措置が可能 となる仕組みなどの検討が必要です。	2	ご意見を踏まえ、「第4章 3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」「同 方針2:歴史的建造物の継承と活用の促進」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
75	4 章	■市役所内での意思統一 山手西洋館の所管部署には建築職がいらっしゃいません。歴史的建造物の維持管理に関するノウハウや興味を持たない方が赴任されることもあり、管理者側にお任せの状況です。これまでのところ、幸いにも当協会が管理運営を継続出来ているため、それなりに健全な状態で保存活用できておりますが、5年ごとに管理者が変わる可能性のある指定管理者制度はリスクがあると思います。 今回の素案についても、例えば、みどり環境局や建築保全公社など、関係する方々に内容をしっかりと把握いただき、理念が管理(予算も含めて)に落とし込まれるようになってほしいと思います。	2	いただいたご意見を踏まえ、「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」に記載のとおり、 関係者との確実な情報共有等を行い、計画を推進してまいります。
76	4 章	149ページの「施策3新たな「歴史資産」の保全活用の検討」については、戦後の建築についても横浜の歴史を語る上で重要なファクターであり、これらの資産を活かす方法として保存と並行し、新たな建物を建てる際も街区、形態、意匠などをこれら戦後の価値ある歴史的資産と調和が図れるようルール化し、特色ある街並みに活かしていってはどうか。特に関内地区の細分化された奥行きのある基盤上の街区割は将来的に街の更新を図るうえでも重要な要素であり得る。	3	ご意見の趣旨は、「第4章 3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針 方針1 施策③新たな「歴史資産」の保全活用の検討」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
77	4 章	P149 港北区の小机城址は、歴史的な価値が高いと思いますが、付属の資料館や駐車場などのタッチポイントづくりがありません。これらの施設を整備できるように、位置付けが欲しいです。	3	いただいたご意見を関係部署と共有し、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、地域の文化財 である小机城址の保存・活用の方向性について検討を進めてまいります。
78		山手地区について考えてみました。 『横浜市歴史的風致維持向上計画(素案)pdf 115ページ 4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題』 山手地区の歴史的建造物・公開西洋館の持続的に保存活用にも、ここに書かれている課題が解決できることを期待します。 管理運営、活用方法を思い切って変えることも考えてみることはできないないでしょうか。 ハードルはかなり高いと思いますが、例えば公開西洋館はそれぞれの公園に西洋館が2館(3館)あるのでどちらか交互(半月ぐらい)一般公開日と、非公開日を設ける。 非公開の日には、各館に蓄積されている資料の精査、有料イベント、貸切りの活用、結婚式、多目的な活用を考えていくことや、軽微な修繕、補修や清掃などを非公開日に行うなど。 特に、歴史的な資料の整理の時間は重要だと思います。 公開西洋館の価値は建物だけでなく、そこに関連した人々や生活などの歴史があるから魅力があるのだと思うので、維持管理の一環として関係団体やボランティアと協力して各館にある貴重な資料の精査し公開していくようにして展示資料の変化により、より関心を持ってもらえると思います。	3	ご意見の趣旨は、「第7章 2.事業 2-2 山手西洋館公開活用事業」に関連するご意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
79	4 章	(山手地区の歴史的建造物・公開西洋館について) 『 4 章 -1 . の(1)歴史文化にかかる情報公開や接点の不足』も夜間とかの利用が可能になれば、学生さんやお勤めの若い世代の人にも講座や展示に参加してもらい、「自分のまちの財産」という啓蒙に繋がって、個々に何かでききることがないかという、小さな思いが芽生えていくことも考えられます。まずは歴史に触れる、関わりを持つ機会を増やしていく。	3	ご意見の趣旨は、「第7章 2.事業 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業」にに関連するご 意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
80		『4章-1. の(3)歴史資産の維持・継承に関る負担への対応』 相続税の減税だけでなく、高齢者の歴史的建造物の個人所有者は相続する前に維持保存で固定資産税が大きな負担になっていくと考えら れます。固定資産税も優遇措置ができるといいと思いました。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の 具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。なお、固定資産税については横浜市 指定文化財や重要文化財の指定に伴う減免制度などがございます。
81	4 章	概要版「3これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針 方針1 施策1, 2」 素案P117「4章歴史的風致の維持及び向上に関する方針(1)歴史文化にかかる情報公開や接点の不足」、P174「6章 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針」 市民の歴史的建造物に対する関心に大きく偏りがあるように感じている。関心を広げる活動に工夫が必要と思われる。歴史的建造物を市民が身近に感じられ、楽しめるようになることが大切と考える。	2	ご意見を踏まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策 ①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組を着実に推進してまいります。
82	4 章	素案P117「4章歴史的風致の維持及び向上に関する方針(3)歴史資産の維持・継承に係る負担への対応」、P173「6章(2)文化財の修理・整備に関する方針」 補助金・助成金等の対象範囲を増やしてほしい。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」 「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策②歴史資産の活用促進」の具体的な事業や取組に あたっての参考にさせていただきます。
83	4 章	P 149から150の方針について、 HPの歴史的建造物の情報公開は、興味関心が特に高いたちなど限られた層だけでなく、歴史的建造物の深みをよりわかりやすい魅力とし て若い世代に知られるよう、SNSでのショートムービーなどの活用を期待しています。	3	ご意見の趣旨は、「第4章 3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
84	4章	組織に関して、都市デザイン室と活動内容により関連する部署との密な連携が求めれられる。資料ではよくわからない。	3	いただいたご意見は、「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」に関連するご意見として、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
85	4 章	P130 夜間景観を構成する照明は、既に冬季のライトアップなどもありますが、空間的メリハリだけでなく、一定時間とか、週何回の決められた曜日、季節などに応じた、時間的メリハリがあってもいいと考えます。	4	いただいたご意見を関係部署と共有し、横浜らしい夜間景観の形成につとめてまいります。
86	5 章	概要版「5重点区域の位置及び範囲」 素案P216「8章 3.歴史的風致形成建造物の指定の方針」 重点地域を限定しすぎず、広いエリアの歴史的資産をテーマごとに束ねるストーリー展開も有ると考えるので、今後検討してほしい。	1)	ご意見の趣旨は、「第5章 1.重点区域設定の考え方」に関連するご意見として、今後の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。 また、ご意見を踏まえ、重点区域(2) 山手区域を拡大しました。
87	5章	3章で根岸競馬場一等馬見所について触れているので、P156第五章の山手区域についても根岸森林公園(根岸競馬場)一体も含めて定めて、馬見所を保存してほしい。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2)山手区域」の範囲を拡大し旧根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業」を追加しました。 ご意見を踏まえ、歴史資産の保全活用に向けて「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①
88		重点区域が中区に集中していますが、郊外にもたくさんの魅力的な歴史的建造物があります。これらもしっかりと保全活用を進めてください。また、これらの多くが、バス、車、自転車などでアクセスしづらく、とてももったいないと感じますので、行きやすさを高める取 組を進めていただけると嬉しいです。	1	こ息見を踏まえ、歴史資産の保全活用に向けて「第2章 4.各方針に基づく施東 方針2 施東①保全と継承に向けた支援」「同 施策②歴史資産の活用促進」を推進してまいります。また、ご意見を踏まえ「第7章 2.事業」において「山手区域回遊性向上事業」「歴史資産のアクセス向上事業」を追加しました。
89	5 章	根岸森林公園に位置する旧根岸競馬場一等馬見所はこの周辺のランドマークとなっており、歴史的にも大変貴重なものである。未来にこの遺産を確実に引き継いでいくことが我々に課された使命と考える。そのためにも、156ページに記載されている重点区域(山手区域)を根岸森林公園まで拡張するなどの対応をぜひお願いしたい。旧外国人居留地の異国情緒を感じるエリアの一部として、横浜の魅力向上に資するものと確信している。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2)山手区域」の範囲 を拡大し旧根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競 馬場一等馬見所保全修復事業」を追加しました。
90	5章	P163 用途地域図が古いと思います。(本牧2丁目あたりなど)	1	いただいたご意見を踏まえ、「第5章 4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 (1)都市計画」における図版「重点区域と用途地域」の更新を行いました。
91	5 章	P168 景観推進地区と協議地区の違いが分かりにくいと思います。	1	いただいたご意見を踏まえ、「第5章 4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 (3) 横浜市景観計画」における図版「重点区域と景観推進地区及び都市景観協議地区」の更新を行いました。
92	5 章	○重点地区として関内があげられていますが「横浜3棟」中心にそれに見合ったモダンな洋風建築の建物が良いと思います。(「横浜3棟」を耐震補強して) ※かなり古いので専門家が見て大変危険なようでしたら考え直してもよいのではないか。県庁は暗いし大変危険なように思いましたので。	3	いただいたご意見は、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。なお、ご意見頂きました横浜三塔については、過去に全ての建造物で耐震改修工事が実施されています。
93		概要版18ページの「第5章 重点区域の位置及び範囲」について ③のみなとみらい21区域では赤レンガ倉庫周辺の賑わい創出事業が良いと思った。特に冬の赤レンガ倉庫のライトアップやフードフェス ティバルなど若い人達向けのイベントが面白く、注目を集めていると思う。今後の新しいイベントに期待しています。		ご意見を踏まえ、「第7章 2.事業 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業」を着実に推進してまいります。
94	5章	P151 重点地区設定に金沢地区を入れたことで、「新しい計画として、色々と書いてあるけど、やっぱり都心部だけか」とならない工夫がされているが、せっかく「谷戸・里山」「祭礼・行事」にも着目したのだから、これらを含む地区も、もっと大々的に重点地区として設定して、これからの横浜の新しい計画であることを示してほしいです。(港北区の小机城址、大倉山梅林など) 9	3	ご意見の趣旨は、今後の「第5章 重点区域の位置及び区域」に係る今後の検討の参考にさせていた だきます。

②包含・賛同 \cdots 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

95 6章 動画配信の広告科、クラウドファンディング、アーティスト等とのコラボレーションなど、公的資金以外の資金調達を標準的に図ってい (1) 記と今後のく音を、方針で明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、「第6章 1.横浜市全体に関する事項 (1)文化財の保存・活用の現 方針」において、「国や民間の補助金などの情報収集、所有者への情報提供を行うとと
96	ウドファンディングなどの新たな財源確保に取り組む。」を追記しました。
97	ただきました部分の記載につきましては、本市で実施している「無形民俗文化財保護団を行った団体を掲載しているものです。 だいたご意見を踏まえ、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、無形民俗文化財の 啓発等を推進してまいります。
7章	旨を踏まえ、「第7章 2.事業 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業」「同 4-1 岩田 整備事業」を着実に推進してまいります。
99 7章 6章の文化財の保存又は活用に関する事項の内容が薄く感じる一方。7章の施設の整備友が管理に関する事項は数多く記載があるものの、その選定基準や、優先順位、金額規模などがわからず、意見を述べにくい資料だと感じました。 3 施設の整備おいての参加の、その選定基準や、優先順位、金額規模などがわからず、意見を述べにくい資料だと感じました。 100 7章 業案184ページ以降記載の事業に関して、歴史を生かしたまちづくりの実現に向けて、10年の計画期間の中で何をどこまで進めていくのか、ロードマップがわかるとよいなと思いました。 3 ただきますで、そういった活動を継続し次の世代につなげていくことも、歴史的風致の維持のため重要な取組ではないかと思いました。 101 7章 ・扇状地で吉田新田の中ですのでしっかりとした耐震構造の建物にしなければいけないのはいうまでもありません。関内には多くの中小企業ビルが林立しています。 前震構造の複合ビルにしてビル内に入局するというのが理想だと思います。 3 いただいた受力が定地がある人でもありません。関内には多くの中小企業ビルが林立しています。 前震構造の複合ビルにしてビル内に入局するというのが理想だと思います。 3 関連するごまとして、 103 7章 参道のレンガも凸凹していますので改良して、幅広く歩きやすく所々にベンチがあると数策しやすいですので工夫してほしいです。 (障害がある人でも安心して歩けるように) 高齢化社会と県外・外国からのお客様にとっても必要なのではないかと思います。 3 関連するごま見を結びませまりまます。 104 8章 概要版「3これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針 方針1 施第3] 素素P216 「8章 2 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準、表示したいためたの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針 方針1 施第3] 素素P216 「8章 2 歴史的風致形成建造物の指定の要件表しまます。 こうした計画を禁定し、歴史的資源とを当たり前にある魅力資源になっており、無くなってしまってからその価値に気づくことか多いと思います。 2 いただいたと思っています。 105 全体 こうした計画を第2と当た対所にある魅力資源になっており、無くなってしまってからその価値に気づくことか多いと思います。 2 いただいたと思います。 で見りは待ち残し」 元大分県臼杵市長の言葉だそうです。 一度失ったら元には戻していると思います。 2 いただいたをかられています。 106 全体 106 全体 106 106 107 106 2 いただいたまたがでは、	まえ、「第7章 2.事業 ④歴史資産の保全・継承に関する事業」の具体的な事業や取 推進してまいります。
100 7章 か、ロードマップがわかるとよいなと思いました。	ご意見は、「第6章 文化財の保存又は活用に関する事項」「第7章 歴史的風致維持向上 及び管理に関する事項」に関連するご意見として、今後の計画の推進や変更等の検討に 考にさせていただきます。
101 7章	ご意見は、「第7章 2.事業」の今後の推進や変更等の検討においての参考にさせてい。。
102 7章 企業ビルが林立しています。耐震構造の複合ビルにしてビル内に入居するというのが理想だと思います。	ご意見は、「第7章 2.事業」の今後の推進や変更等の検討においての参考にさせてい。また、いただいたご意見を踏まえ、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、無形の保護や普及啓発等を推進してまいります。
103 7章 密がある人でも安心して歩けるように)高齢化社会と県外・外国からのお客様にとっても必要なのではないかと思います。 3 関連するご 意見を踏	ご意見は、「第7章 2.事業 ④歴史資産の保全・継承に関する事業」に関連するご意 具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
104 8章 概要版「3これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針 方針1 施策3」 素案P216「8章 2.歴史的風致形成建造物の指定の要件 及び基準」 認定をさらに幅広く進め、増やしてほしい。歴史的建造物だけでなく歴史的樹木もセットで保全支援を検討してほしい。 ②	ご意見は、「第7章 2.事業 ②歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」に 意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
2 と思います。ですので、こうした資源がある大切さを先に私達市民に見せて議論をする機会を作って頂くことは大変ありがたいことと思っています。 「町づくりは待ち残し」 元大分県臼杵市長の言葉だそうです。 一度失ったら元には戻せない歴史的風致。そして、歴史的建造物の一つ一つが唯一無二で、これらに対する保全活用の「答え」は無い。歴史を生かしたまちづくりは、技術者や知識を持つ方が少なくなる中で、時間やコストが相当かかる取り組みかもしれません。それでも、何が「真の価値」なのかを客観的に評価し、その価値をより魅力的な形で後世へ引き継ぐことは非常に重要な事だと考えます。 ② いただいた横浜の歴史的風致は、横浜がオンリーワンの都市に成り得る重要な鍵であると思います。	まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」 2.歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準」に関連するご意見として、具体的な事 着実に推進してまいります。 では樹木に関して、横浜市名木古木保存事業要綱に基づく名木古木の指定、横浜市景観 く景観重要樹木の指定等を行っております。
一度失ったら元には戻せない歴史的風致。そして、歴史的建造物の一つ一つが唯一無二で、これらに対する保全活用の「答え」は無い。 歴史を生かしたまちづくりは、技術者や知識を持つ方が少なくなる中で、時間やコストが相当かかる取り組みかもしれません。それで も、何が「真の価値」なのかを客観的に評価し、その価値をより魅力的な形で後世へ引き継ぐことは非常に重要な事だと考えます。 横浜の歴史的風致は、横浜がオンリーワンの都市に成り得る重要な鍵であると思います。	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
策へと繋がることを期待します。	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
107 全体 全国に先がけてS63年から「歴史を生かしたまちづくり」を推進して来た横浜市の事業により拍車がかかるように、歴まち制度を活用して下さい。期待しております。	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
方を示すことはとても意味が有り、良い取組だと感じました。	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
本計画の基礎認識として、比喩的に表現すれば「時系列の歴史の流れ」。 古代から中世、近世から横浜市歴史の中核一近代史の開港の歴史、文明開化、関東大震災と第二次世界大戦からの復興、産業振興と人口 増加を支えた郊外地区の開発等々を「縦糸」となります。 横浜市内に点在する歴史的風致の設定や重点地区の認定を受けて事業推進していく、面の広がりを「横の糸」として、美しいタピスト リーを織り上げる作業です。 それが多くの市民から横浜市タピストリーとして認知されることでしょう。	ご意見を踏まえ、着実に計画を推進してまいります。
111 全体 「歴史的風致」を維持向上させる方策には、既存の手法にとどまらない可能性に溢れていると思います。意欲的かつ機動的な活動で様々なことが見いだせるのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、柔軟に計画を推進してまいります。
112 全体 全体 ●全般的に「歴史的建造物」という表示になっていますが、土木遺産も含まれていると思われるので「歴史的建造物等」とした方が良い のでないでしょうか。 ③ では以下の・歴史的建	だきました「歴史的建造物」「歴史的建造物等」の取り扱いについては、本計画におい とおりとしています。 造物 … 土木産業遺構を含む建造物全体を指す。 造物等 … 「歴史的建造物」に加え史跡などを含む
113 全体 歴史的建造物については無くなってからその大切さに市民も気づくことが多いと思うので、地域の資源と思われるものについては、こうした取り組みを通じて、是非地域の声を聞きながら、保存活用を進めて頂きたいと思います。	ご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
これは計画全体についてになります。	ご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
全部の章を通して提案したい事があります。 今までの記述(ハード、ソフト両面)を洗い直してほしいと思います。特にソフトの面には、最初に編集にかかわった人の意見が正しい として記録されてしまったが、正しい記録ではない箇所が多く見られます。まだ正しい事実を知っている人が生きているうちに取材して ほしいと思います。	ご意見は、今後の計画の変更等の検討においての参考にさせていただきます。
116 全体 ぜひ、市民が納得しやすい計画にしていただき、シビックプライドとしてこの計画を支持できるよう改善していただければと思います。 ③ いただいた	ご意見は、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
117 全体 有者をはじめ関係者と大変な努力を尽くして、歴史的資産を保存活用してきたことをもっとアピールし、市民や来訪者や関係人口に対し ② 「第2章	まえ、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的 組を着実に推進してまいります。
118 その他 たいと思っています。 ① を拡大し旧	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2) 山手区域」の範囲 根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競 見所保全修復事業」を追加しました。
119 その他	ご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2) 山手区域」の範囲 根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競
120 その他 旧根岸競馬場一等馬見所を歴史的建造物として今後も残してもらいたい。	見所保全修復事業」を追加しました。
121 その他 根岸の馬見所、山手の一部の洋館、保土ケ谷の金子屋、日本大通りの旧三井物産など、評価されていない歴史的建造物も評価や保全活用 を検討してください。 いただいた なお、いた の範囲を拡 根岸競馬場	見所保全修復事業」を追加しました。 ご意見の趣旨を踏まえ、「第5章 2.重点区域の位置及び範囲 (2) 山手区域」の範囲 根岸競馬場一等馬見所を位置付けるとともに、「第7章 2.事業」において「旧根岸競 見所保全修復事業」を追加しました。 ご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。

②包含・賛同 \cdots 御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの

③参考 … 今後の取組等の参考とさせていただくもの

意見 番号	意見先	ご意見	対応	本市の考え方
122	その他	都市計画は横浜の街を魅力的にしていくことが目的だと思いますので、一市民として長く不満に思っていることをこの場をお借りして申し上げたいと思います。 桜木町から横浜駅に至るまでの旧東急線の高架です。これも一つの土木遺産と言えるかもしれませんが、廃線から20年あまり経つのに未だに放置されています。高架は遊歩道にする計画がある旨も聞きますが、実際は桜木町駅から紅葉坂までの約100mほど整備されただけで、これは形だけのものと言わざるをえません。この区間の京浜東北線から見えるのは廃墟です。いくらみなとみらいを厚化粧にしても、桜木町起点で観光に行く人はこの景色を見ます。一市民としての希望を以下に記します。 ■横浜駅までの遊歩道(ランニングもできる)にしてほしい。現在、桜木町から横浜駅まで歩くには、みなとみらいの信号がたくさんあるビル群を抜けるか、殺風景な高架下を抜けるかが、最短の手段です。どちらも非常に味気なく、歩いて楽しい舗道を強く望みます。このような整備こそが、横浜を豊かにするものだと思います。 ■高架下を有効利用してほしい。 以前ここはグラフィティに開放されていました。何か問題があって取りやめたのかと思いますが、定期的に子供たちに描かせるとか、グラフィティをokにして、一年ごとに塗り替えるとか、管理、運営を工夫すれば、アートの場として活用できると思います。今の高架下は本当につまらない。どうしてあんなに長い、殺風景で貧相な空間をそのままにしておくのか、分かりません。この二つの実現を、どうぞ早急に、よろしくお願いいたします。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
123	その他	山手地区の西洋館の保存と活用についてです。 1989年ごろ、どんどん古くなり壊されていく洋館を、横浜市が公園に移築復元することで建物を保存した経緯は都市デザイン室が最も華やかなりしころかもしれないです。公園は緑政局という時代の頃で、レイモンドのエリスマン邸は洋館部分は復元されました。イタリア山が新しい公園になり、東京から明治の建物と45番地のパウデン邸が移築復元されました。港の見える丘公園のラフィン邸も1999年に公開されました。1970年から市民利用されているイギリス館も加わり、西洋館新たなる保存活用がスタートしました。山手の地域の景観を住民とともに守り繋げていく横浜市の提案は、その時代には必要でした。2000年からの西洋館の保存と活用は、とても成功していると思います。市民目線の活用をし多くの話題性のある流れを提案してきていますが、それはあくまで建物ありきの事です。そこから20年以上たち、山手は新しい住人たちと町内会の組織も多様化してしまいいろんな規制が機能していない現状を深く憂います。公開している7つの西洋館は、重文も市の文化財もありますが、消防設備はすごく不十分であり、建物の修繕も後回しばかりなっています。それは、横浜市の公園の部署が管理しており、かつての緑政局はやがて環境創造局となり、現在はみどり環境局です。今は2027年世界花博の方向ばかりの部署です。公園管理はあくまで外のことが中心です。自然相手なので、市民の安全な生活のために優先順位はいつも公園の安全です。そのため、どんなに館が痛んでも、あと雨漏りが続いたら10年持たないと思っても片手間の修繕しかしません。来館者の安全確保のことに耳を傾けても、館の保存にはさほどの重要性を見出していない。「今何とか凌げればいい」「担当部署の方が自分がいる時にトラブルにならなければいい」そういう修繕しかずっとできていません。今ある公開西洋館は間もなく建築年が100になります、予算がなく、できないという言い訳では館はもたないし、山手の景観も守れない。どこまで今の公開西洋館を守るのか、新たな洋館と交換していくのかそのことを考え始めるべき時期と思います。市民の一人として、山手の町並みだけは守ってほしい。生活しながら、外からの観光客も楽しめて、古き良き時を体験できるエリアを横浜市の財産と考え、行政は動いてほしいです。	3	ご意見の趣旨を関係部署と共有し、「第2章 3.歴史を生かしたまちづくりの理念と方針 方針2 歴史的建造物の継承と活用の促進」「第4章 4.歴史的風致維持向上計画の実施体制」に関連する 意見として、今後の取組等にあたっての参考にさせていただきます。
124	その他	横浜開港の関連文化財群として三つの大砲(①神奈川県立歴史博物館の正面玄関前、②横浜開港資料館前の開港広場公園、③横浜市中区山下町90番地所在マンションのラ・コスタ横浜山下公園内)について、地域における歴史的な風致の維持・向上をはかるため対象とすべきであるという観点から以下の意見を申し上げます。 上記大砲の①の大砲は横浜市教育委員会から神奈川県立歴史博物館へ寄託、②は横浜市教育委員会管轄、③上記マンション所有のものであるが、いずれも外国商館であるシーベル・プレンワルト商会(旧山下居留地90番)の跡地から出土した大砲である。特に③の大砲は民間施設に保存されており、その価値が等閑視されている現状からも歴史資産として建造物に限定せずにこれらの大砲も本件計画の対象とすべきである。 ③の大砲は民間のものであるが、同地の碑によると佐久間象山がこの大砲を同地に埋没したという言い伝えが記されているが、考証をしっかりした上で英国海軍の32ポンド・キャロネード砲であることについても調査し明示すべきものと思われる。これらについては、有識者と連携した調査・評価をして新たな歴史資産の保全活用の検討、歴史文化とのタッチポイントづくりへと結びつけていただきたい。	3	ご意見の趣旨を関係部署と共有し、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策①歴史資産の調査と情報共有」「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策②歴史文化とのタッチポイントづくり」に関連するご意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
125	その他	■山手カトリック教会の横浜司教館別館の維持向上について 横浜司教館別館ですが、山手本通り沿いの横浜カトリック教会のそばにあり、この建造物が、横浜市認定の歴史建造物に認定されているかどうか、分かりませんが、認定されていないなら、所有者の同意の下、認定される事を希望します。 その上で、近年、この建造物の外観の傷みが顕著であるため、補助金等の導入により、早急に維持向上される事を希望します。 その理由ですが、山手本通り沿いの山手カトリック教会(1933年創建の尖塔・歴史的建造物)の隣に位置し昭和初期の西洋風木造建造物と思われます。カトリック教会の尖塔と共に山手本通りの西洋的な良い雰囲気を醸し出しています。山手本通りに必須の建物です。	3	ご意見いただきました「カトリック横浜司教館別館」については、横浜市認定歴史的建造物となっています。ご意見の趣旨は、今後計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
126	その他	■山手町のベーリックホール近辺及び横浜雙葉学園近辺にある昭和初期の民家について 数軒の昭和初期の民家が歴史的建造物に認定されていますが、認定されていないものもあり、最近、その建物に居住されいない空き家 があります。これらの建物の認定と維持向上される事を希望します。 行政においては、所有者の把握をされ、その維持向上に向けてご努力されていると思いますが、空き家のままですと、取り壊して、更 地になると危惧しています。 特筆すべき建造物があれば、行政において、移転保存をして頂くようお願いします。	3	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
127	その他	公共施設だからみな同じではなく、それぞれに合った維持管理の方法を考えていくこともこれからの継続的に維持していくことになるような気がします。	3	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
128	その他	ハードな面が常に表面に出るが、ソフトの部分も正しく残して行ってほしい。 (例えば、競馬場の観覧席の横に収容所(日本の)があり、スパイ容疑で善良な市民(特に国籍がアメリカ、イギリス)修道女までつかまり、苦しい生活をつづけた(終戦まで)) 常に美しい物、きれいな事実は掲載されるが、真実の暗い話はけされてしまう。立派な建て物の横に慰霊碑を建立してほしい!	3	いただいたご意見は、「第7章 2.事業 ①歴史資産の調査と情報共有に関する事業」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
129	その他	海外では歴史的建造物の資産価値が経年で上がる国も多い中、日本では不動産価値が下がっていくことは大きな課題と思います。不動産 業界との連携なども視野に入れ、資産価値が上がっていくような改修・修復の在り方を検討して欲しいです。	3	いただいたご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針2 施策①保全と継承に向けた支援」の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
130	その他	歴史的建造物所有者の声、アンケート結果、ヒアリング結果のようなものがあった方が課題が明確になるように思います。(委員に三溪 園やホテルニューグランドの管理者の方が名を連ねているので、そうした方の意見をコラムで載せるだけでも良いかと思います。)	3	いただいたご意見は、今後の計画の推進や変更等の検討においての参考にさせていただきます。
131	その他	古代の歴史遺産、三殿台遺跡の例。横浜市民への周知広報。筆者は校外学習で訪れたことがありますが平成生まれの娘は経験なし。	3	いただいたご意見を関係部署と共有するとともに、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、横 浜の文化財に関する普及啓発を推進していきます。
132	その他	絹製品の貿易で栄えた横浜港の歴史。他県からと県内の農家の収益性のある副業だった養蚕業に関連する遺産。養蚕農家や絹製品を横浜 港まで運搬したシルクロードの保存、紹介。	3	ご意見の趣旨は、「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策 ①歴史資産の調査と情報共有」 「第2章 4.各方針に基づく施策 方針1 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり」の具体的 な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。
133		横浜の文化遺産、芸術品、美術、工芸 の保全、継承、活用 ・真葛焼 京都に始まり明治期に横浜に工房を構え、フィラデルフィア万博出品。以降世界中から称賛された超細密焼き物、個人が所有 ギャラリーを運営している ・サーマンミラー、ダゲレオカメラコレクション 横浜美術館所蔵の約2万点 陽の目を見ずに所蔵されている美術工芸品の価値のあるカ メラの品々。	3	いただいたご意見を関係部署と共有するとともに、横浜市文化財保存活用地域計画とも連携し、横浜の文化財に関する保存活用や普及啓発を推進していきます。
134	その他	数年前の地震では、関内駅西口の不老町辺りのビルのガラスが割れて道路に散乱して危険だったことがあります。それらの会社や店舗などを東口の複合ビルに移転するなど地域社員の安全のためにも必要だと思います。	4	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。